

## 規制シート(様式)

160196700920001

平成29年11月20日

規制の名称	炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法に関する規制	所管府省	厚生労働省
根拠法令等	炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法(昭和四十二年法律第九十二号)	担当局課等及び作成責任者の役職・氏名	労働基準局 安全衛生部労働衛生課長 神ノ田 昌博 監督課課長 増田 嗣郎 労災管理課長 河野 恭子
規制目的	炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関し、一酸化炭素中毒症にかかった労働者に対して特別の保護措置を講ずること等により、労働者の福祉の増進に寄与すること		
規制内容の概要	炭鉱災害による一酸化炭素中毒症にかかった労働者を保護するため、使用者に対し、差別的取扱いの禁止、被災労働者への健康診断の実施、健康診断結果に基づく作業の転換等の措置及び福利厚生施設の供与を義務付けている。	関連する予算	-
規制の最近の改廃経緯	-	関連する政策評価結果	-
規制を維持、改革又は新設する理由	炭鉱災害が発生し得る炭鉱が現存しており、仮に炭鉱災害が発生した場合には、労働者が一酸化炭素中毒症にかかる危険性があることから、引き続き特別の保護措置が必要であるため。	規制の維持、改革又は新設の別	維持
(規制を改革する場合の改革の方向性)	-		
見直し条項	-		
次の見直し時期	平成34年度		